国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

中部運輸局自動車技術安全部

令和８年 11 月 26 日

連絡先　中部運輸局自動車技術安全部
整備課　杉本、川田
TEL　０５２－９５２－８０４２

不正車検を行った指定自動車整備事業者の取消処分

中部運輸局は、道路運送車両法に違反した下記事業者に対し、指定自動車整備事業の取消等の行政処分を行いましたのでお知らせします。

１　事業者及び事業場の氏名又は名称

事業者　株式会社モーターネット（愛知県清須市）
事業場　株式会社モーターネット 名古屋工場（愛知県清須市）

２　行政処分の内容　（処分年月日　令和８年11月26日）

(1) 自動車特定整備事業の認証の停止（30日間）
(2) 指定自動車整備事業の指定の取消し
(3) 自動車検査員の解任命令（１名）

３　主な違反の概要

(1) 点検整備及び検査を全て実施せずに保安基準適合証を交付した（いわゆるペーパー車検）
（1 台×２回）
（道路運送車両法第９４条の５第１項違反）

(2) 検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した
（道路運送車両法第９４条の５第４項違反）

【参考】
道路運送車両法（抜粋）（昭和２６年６月１日法律第１８５号）

（保安基準適合証等）
第９４条の５
　指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第１６条第１項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第６９条第４項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第６３条第２項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

４　第１項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。